

第三章 イラクにおけるイスラーム運動と民主化

酒井 啓子

イラクにおけるイスラーム政党の組織化は50年代末に始まり、王政末期から共和制政権成立にかけて伸長した世俗主義勢力（世俗主義民族主義、共産主義など）に対する危機感を以って成立した。シーア派においてはパーキルッサドルらイスラーム思想家の影響下で1957年にダアワ党が成立し、スンナ派においてはムスリム同胞団（その活動自体は40年代に遡る）が共和制政権下で活動を活発化させた。これらイスラーム勢力に対して、1968年のバアス党政権成立以降は中心的活動家に対する弾圧、処刑が相次ぎ、70年代半ばにはアーシューラーでの政府に対する不満が噴出したのを契機に、政府はシーア派住民鎮圧に大軍を投入した。

イスラーム勢力の間では専らシーア派中心にバアス党政権に対する政治的反感が強まり、その核となったダアワ党は、79年のイラン革命の成立にも刺激されてその活動を文化広報活動から政治活動に移行させ、一部軍事活動も取り入れながら徹底的にバアス政権に対抗する方針を取った。特に方針転換の契機となったのは、同党の創設者でもあり現代イラク・イスラーム運動の思想的中心であるパーキルッサドルが80年にバアス政権に処刑されたことである。その後活動家の一部が突出した軍事行動を求めて分派（ムジャーヒディーン運動）するなど、運動は多彩な広がりを見せた。また82年にはイランに亡命していたウラマーがパーキル・ハキームを核としてイラン政府の支持のもとにイラク・イスラーム最高革命評議会（SCIRI）を結成、ダアワ党やアマル（イスラーム行動組織）など既存のイスラーム政党とともに、大きな影響力を内外に誇った。

このような経緯で発展してきたイラクのイスラーム運動は、特にシーア派中心のイスラーム組織において、民主的制度の確立よりも現体制に対する軍事行動を優先させざるを得ない環境にあったといえよう。それは国内で地下活動の形で運動を展開せざるを得なかったための制約と、少なくともイラン・イラク戦争停戦以前は反体制組織として庇護を求める対象がイランのみに限定され、イランの対イラク軍事攻撃の一翼としての期待を受けていたということからくる。しかし湾岸戦争以降、海外の諸反政府組織の活動が活発化し、国際的認知をうけるようになってからは、特に欧米在住のイスラーム組織の間に、欧米型「民主主義」をどのように理解するか、どのように折り合いをつけるか、といった点が議論されるようになっていった。すでに1991年の段階でバラムは、イスラ

ーム運動の最大組織であるダアワ党とアマルが、「イスラーム思想の民衆に対する強要を避け、現実的対応を始めており、……ホメイニがイスラーム支配を強要したことに対する批判すら見られる」と指摘している¹。

本稿では、そうした湾岸戦争以降の海外の反体制活動の統合化の試みの中で、如何にイスラーム運動が「欧米型」民主化を目指す諸勢力と共闘し、影響を受けてきたかを見る。そして、主要イスラーム組織および欧米在住のイスラーム主義者の思想的展開を分析してみたい。

1. 湾岸戦争後のイスラーム運動と反政府組織

イラク国外における70—80年代の反体制派共闘の試みは、専ら左派系諸組織を統括する形で進められてきたが、クウェイト危機の発生とともに内外で高まるフセイン政権打倒の声を受けて、イスラーム派へも共闘呼びかけが広げられた。90年12月に設立宣言を行った共同合同委員会（JAC）は、イスラーム各派が共産党とともに参加した初めての組織である。これらイスラーム諸組織の基盤とするイデオロギーが、共産主義と世俗主義の伸長を脅威とし、或いはこれを乗り越えんがために成立したものであることを考えれば、この共闘は画期的なものであった。JACは翌91年3月の湾岸戦争終了直後、バイルートで反体制派の一斉共闘大会を開催したが、これは25政党、4組織、9人の主要政治家が結集して過去最大の集会となった。

他方、湾岸戦争開始以降米国および親米アラブ諸国の間では、フセイン政権崩壊を予測してポスト・フセイン体制の受け皿を準備する動きが活発化していた。これは現政権崩壊を期待する海外在住のイラク人反体制派の欧米諸国への接触とも連動、まずはロンドン在住の亡命イラク知識人、政治家40人前後がサウディ政府の協力を得てサウディ、エジプト、シリアを訪問、即時停戦と戦後処理に関する協議を行った。こうした欧米の支援を受けた反政府活動の流れには、あえて既存の反政府政党が排除されたが、それはクルド勢力を除く主流三派（共産党、イスラーム勢力、アラブ民族主義グループ）のいずれもが米国にとってはアクセスのない組織であり、地域的安定のためには伸長が望ましくないものだったからであった²。

しかし即席の親米反政府組織の旗揚げはあまりにも脆弱であることから、1992年にイラク国民会議（INC）が結成され、既存政党の取り込みの形態が取られた。そこで米国はアフマド・チャラビ（元ヨルダン・ペトラ銀行勤務）を誘って米国支援の窓口とさせ、1992年6月のウィーンでの反体制派合同会議で実現を見たが、ウィーン会議でINC発足の

中心的役割を果たしたのは、既存の主要政党ではなく主にロンドン在住の個人活動家であった。主要イスラーム組織、共産党、アラブ民族主義諸派は当初参加を拒否し、そうしたなかで、既存政党の海外支部員、元党員のなかには欧米の支援に利を見いだして本部から独立、個人資格でINCに参加するもの（元ダアワ党メンバーでINC設立の中心となったライス・クッバなど）も見られた。

INCは同年10月に初めてイラク国内のサラハッディーンで反体制派合同大会を開催し、234代表が参加、上記の主要三派も参加にこぎつけ、史上初の包括的な反政府統括組織の誕生を見た。その会議においては、アフマド・チャラビを議長、ハーニー・フカイキーを副議長とし、三人からなる最高指導部を選出した。この三人にはイラク社会を大枠で三つに分類したクルド、アラブ・スンナ派、アラブ・シーア派をそれぞれ代表させる形を取り、クルドからはKDP党首マスウード・バルザーニ、アラブ・スンナ派からは元バアス党軍人のハサン・ナキーブ、アラブ・シーア派からはナジャフのウラマー、ムハンマド・バハルウルームが選出された。こうした三分類は従来のイラク反体制派には見られなかった形式で、ここに欧米式の「イラク分割統治」的発想が反映されていると言えよう。

しかしこの共闘体制も長くは続かず、欧米支援の受け皿、既存政党の過小評価、欧米型イラク分割統治志向といった問題点に対する批判に加えて、議長チャラビのINC運営における独断専行、特に金銭上の不明瞭さ、最大の参加政党たるKDPとPUKの軍事対立によって、96年には統率力を失った。96年までにアラブ民族主義諸グループの大半とダアワ党が脱退、共産党は資格凍結し、個人活動家もフカイキー、バハルウルームを初めとした幹部の多くが資格凍結した。バハルウルームは独自にアハル・ル・ベイト・センターを設置して緩やかな共闘の場を提供しているし、アラブ民族主義グループの間には再度JACの枠組みに戻ろうとの動きもある。

2. イラクのイスラーム勢力の民主化概念

以上のように、イスラーム諸政党、諸活動家は、湾岸戦争後の反政府活動の共闘模索の過程で、否応無く世俗主義諸政党（共産党、アラブ社会主義勢力）との戦術の調整、および国際社会に対する広報のあり方の見直しを行わなければならなくなった。多くのイスラーム政党が90年代に党活動の重点をイランからシリア、ロンドンに移したが、その理由として「イランにいて国際社会から孤立し広報活動に限界が生じる」ことを挙げている。特に共産党との関係においては、「民主派」を標榜する共産党が常にイス

「民主主義」という文言が避けられている」点を以て批判してはいるが、実質的にはそれを受容する内容となっているといえよう。

b. イラク・イスラーム党の「民主化」概念

こうしたダアワ党の政治綱領に対して、スンナ派ムスリムを中心として成立しているイスラーム組織、イラク・イスラーム党が掲げる思想を比較対照してみると、興味深いことがわかる。イラク・イスラーム党はもともとイラクのムスリム同胞団の流れを組んで湾岸戦争後に成立した組織で、イラク国外での活動を中心として、特に英国に拠点を置いているが、その思想的・経済的影響力はサウディから得ていると言われている。組織的に微弱で、上記に挙げたような反体制共闘の試みにも基本的には距離を置き、左派勢力との間での戦術調整などとは無関係なところにある。

同党の主張において特徴的な点は、まず第一に西洋民主主義の矛盾を指摘し、民主主義が西洋起源であることを前提とした上で、「プルーリズムは自由、選挙を意味するが、イスラームは自由、シューラーを信ずるものである。[イスラームにおけるそうした点は、]自由が混乱に転化したり、[個人の]差異がウンマの利益に反するような事態に至ることとなったり、また投票が禁忌に触れることにならなければ、その限りで民主主義と合致する」とする点である。ダアワの政治綱領が、かなり明確に西欧型「基本的人権」を意識した形での表現形態をとっているのに対して、ここではイスラーム的文脈での「自由」、シューラーの延長としての議論が強調されている。また「自由選挙」を主張する点ではダアワもイラク・イスラーム党も同様であるが、前者のそれが「政治行動、政体についてはシューラー原則に基づくべし」とするのみであるのに対して、後者は「もし自由選挙が十分に行われたら人々はイスラーム以外を生活の途として選択しないだろう」といった結論で締めくくっている。

そうした相違が最も顕著なのは、民族的アイデンティティーに基づく「権利」規定においてである。ダアワのそれにおいては、明確に「人種主義的政策、クルド民族抑圧政策の基盤となる法令すべての撤廃」、「政権、国家機関でのクルド同胞の人口比率に即した政治参加」、「トルコマン人、アッシリア人、カルデア教徒、サービア教徒などのマイノリティに憲法上の市民権を保証。これらに対して政治参加、選挙参加を保証し、議会で人口比率に即してその代表性を保持する」として、マイノリティの権利を前面に押し出す表現となっているが、イラク・イスラーム党の場合は、「クルドとアラブは文化的、文明的に連続性、融合性を持つ。……[民族的]プルーリズムを、弱体化、分裂、対

ラーム派に対してその「非民主性」を攻撃してきたことから、世俗主義諸勢力とイスラーム派の間で展開される「民主主義」のありようを巡る議論が展開し、反体制派の間で「民主主義」を如何にとらえるか、という点がイシューとして浮上した。こうした議論は専ら英国在住の反体制活動家の間で行われ、相互に影響を与えあっている。イスラーム諸政党が「民主化」について語らざるをえなくなっていることは、以下に添付したダアワ党の92年政治綱領においても明白である。それ以上に興味深いのは、かつてダアワ党やSCIRI、アマルなどのイスラーム政党で活躍したイスラーム主義者が個人の資格で「民主化」についての自由闊達な議論を展開していることである。そのなかには既成政党から「方針の逸脱」「欧米への無原則な追随」と非難される者もいるが、ここではそうした評価を抜きにして、欧米、特に英国在住の諸イスラーム主義者の展開する議論の一部を取り上げる。

(1) 既存イスラーム政党の政治見解

a. ダアワ党政治綱領 (1992年)³

ダアワ党は、92年に政治綱領を発表するまでその将来における政治構想を明らかにしていなかった。そのため、湾岸戦争以前の政治構想がいかなるものであったか、という点について比較することはできないが、少なくとも92年という、湾岸戦争後の反体制派共闘の試みが一定程度進められた時点で政治綱領を発表したことの意味は、十分考慮すべきであろう。それを前提にしてこの政治綱領を読めば、各所に「制度としての民主主義」「個人の自由、権利」を全面的に評価する表現となっていることが注目される。

ここで着目すべき部分は、フセイン政権転覆後には暫定政権が設立されるべしとして各派との共闘を前提にし、そこで「政治体制の選択は民衆の権利であり、強制されるものでなく自由意志に任されるものである。フセイン政権打倒後はイラク社会のさまざまな層を代表する政治勢力によって形成される暫定政権が統治し、恒久憲法制定を準備する」としている点である。またフセイン体制後の政治体制については、「統治機構などへの民衆参加精神の回復」「政体についてはシューラー原則に基づくべし」といった表現で、民主主義制度の「参加」「合議」の原則を支持している。その方法として議会制度、選挙制度を推奨し、「女性の政治参加を保証する。民意表現手段として秘密投票を適用する」「秘密投票、自由選挙を実施することで民衆の代表からなる議会を設置する。政府は議会に責任を有する」としている。イラクにおけるエスニシティや宗教に基づくアイデンティティーについては、「議会では複数民族、複数宗派、少数派の代表性を保証する」とし

て、必ずしもイスラームの名のもとに諸アイデンティティーを包括することを目的とするものではない。しかし例として日本国憲法と比較すれば、国会のありように関する規定は漠然としたものであり、明確な手続きを定めたものとは言いがたいであろう。

また個人の自由に関しては、「国民全てはいかなる思想、意見、信条を有しようが自由であり、思想信条を理由につけ回されることはない」として思想・信教の自由を認め、「国民すべては国の独立性、主権、国家の一体性に反しない限り」という限定つきではあるが「政党、協会、政治組織結成の権利を持つ」としている。基本的人権の尊重に関しては、「イラク国民は民族、宗教、宗派に関わらずその権利において例外なく平等である」、「全ての国民は法によって庇護され、人権を享受する」、「国家は1948年国連の人権宣言を遵守」となっている。その他、日本国憲法の例で見ると、奴隷的拘束および苦役からの自由（「他者の職業を搾取したり無償労働を強要してはならない」）、通信の秘密（「国家による通信の監視、検閲を禁止」）、表現の自由（「報道の自由を保証、思想的文化的覚醒のために批判ができるような環境を与える」）、居住・移転および職業選択の自由（「国内外移動の自由を保証」、「職業の権利については、その選択の権利を全ての国民に与える」）、学問の自由・勤労の権利（「教育、就業、所有、社会保障において国家は全ての国民にその権利を保証し守る」）「国家機関は国民に奉仕すべし」、「公共、基礎サービス（医療、教育、水利）の拡充」、財産権・住居の不可侵（「金銭、所有物、住居は守られるべきであり、侵害されてはならない」）、国の社会的使命（「社会保障において国家は全ての国民にその権利を保証し守る」）、法定の手続きの保障（「司法の命令なしに個人に対して逮捕、政治的監視を行うことを禁止し、政治的違反行為に対しては法務省が法規定に基づき権限を有する」）、裁判を受ける権利（「政府、国家機関職員の不正によって国民が国家と対立した場合、法廷に訴える権利を持つ」）の各項目において、類似点が見られる。

一方、そこで除外されている項目として主要なものは、「家族生活における個人の尊厳と両性の平等」であろう。女性については、「女性に選挙、立候補権を含め完全なる政治社会経済権利を与える」という形でその権利を保障しているが、あえて両性の平等にまでは踏み込んでいない。また戦前のイエ制度からの脱却を志向して「家族」における個人の尊厳を強調した日本国憲法に比較して、むしろ「家族」の紐帯維持が強く打ち出されている。婚姻の自由、夫婦の権利に関わる規定も存在しない。

その点を除いては、同政治綱領はかなりの部分で、特に「個人の基本的人権」に関わる部分では欧米の憲法における人権規定と大差ないものとなっているといえよう。議会などの民主的制度に関しても、左派世俗主義勢力は「未だにダアワ党の公的文書では

立を招くものとしなさい」、「イスラーム問題の一部としてクルド問題を理解する」として、イスラームのウンマの範疇でのクルド問題対処を主張する。そのため、自治、連邦制などの制度化案については、「クルド問題はイラクの文脈で解決すべきであり、外国勢力の借り物であってはいけない。自治や連邦制は行政的秩序のことであり、我々がイエスともノーともいえるものではない」、「自治や連邦制などの制度が問題解決になるとは思えず、……我々は自治や連邦制を重視しない」といった議論の展開をしている。

こうした相違点が、ダアワ党の依拠するイスラーム思想および活動の歴史的展開とイラク・イスラーム党のそれとの相違を反映していることは明らかであろう。しかし同時に、特にクルド民族などのマイノリティに対する政策において、JACの成立経緯や湾岸戦争後のシーア派とクルド勢力の共闘による三月暴動、INAにおける（一時的とはいえ）対クルド共闘を経たことが、ダアワ党のマイノリティ政策に影響を与えなかったとは言いきれない。

c. 既成政党から脱党したイスラーム主義者の例

ダアワ党の主張が、実質的に民主制度の受容、個人の基本的人権の尊重を唱っているとはいえ、より積極的に「民主主義」を公言しているわけではないのに対して、既成政党の束縛から離れて個人のイスラーム主義者として活動している者の中には、あえて「民主主義」の積極的導入を目指すべきとする者が存在する。彼らの多くはかつてダアワ党やアマルなどに在籍しながら、後にさまざまな理由で離れた者であり、思想的影響力は小さいものの、かなり自由な立場で西欧社会で発言を続けている。ダアワ党員でありながらINC設立に積極的に関与して実質的に党を追われ（本人は党の「非民主性」を嫌ったため、と主張しているが）、現在はホイ財団のスポークスマンの役割を果たしているライス・クッバや、「イマームの戦士運動」で機関紙編集長として反権威主義的活動に傾斜した後ダアワ幹部運動を主導、現在はINC機関紙編集長を務めるムハンマド・アブドゥルジャッパール、元アマルのアフマド・カーティブなどが代表的である（いずれもロンドン在住）。ここではムハンマド・アブドゥルジャッパールとアフマド・カーティブの例を挙げておこう。

ムハンマド・アブドゥルジャッパールは、80年代末、まだ「イマームの戦士運動」に所属して機関紙「al-Badil al-Islami」を主宰していた頃から、イスラーム運動の目的に民主主義に代わる表現としての「健全な政治生活の樹立」を掲げ、その基礎として「自由」、「政体の選択」、「公正」などを挙げている。その「政体の選択」とはシューラーを原則と

した政治であり、憲法の定める範囲での民衆の政治参加を意味し、政治的プルーラリズムを認め、政治参加を保証するものとして「市民政治における人権の尊重、議会や政党などの立憲政治組織の存在、政治参加のための社会的経済的保証が必要、と主張した。さらに90年に入ってから、「イスラーム的オールタナティブとしての民主主義」という位置付けを行い、民主主義を「健全で人間的な政治生活確立を保証する装置の集合」と規定する。具体的には「議会すなわち国民議会、州議会、政治諮問評議会とさまざまなレベルにおけるシューラー議会システム、地方分権、連邦制に近い形での地方自治制度」などが建設されるべき、としている⁵。

他方アフマド・カーティブは、ウィラーヤト・ファキーフを「ウラマー独裁」として否定し、シーア派のガイバ思想の根幹である「12代目イマーム」の存在にすら疑問を投げかけている。その存在を否定した上で、「宗教界による政権なるものは非合法である。統治とは民衆から生まれるものである」とまで言い切る。彼が自費出版する雑誌「Shura」においては、「ガイバの状態においては政治活動、ジハード、革命、国家建設に関することが禁じられた⁶。この「ガイバ」観が選挙方法としてのシューラーの道を閉ざした。こうした「隠れ」理解がシーアを歴史的舞台から遠ざけ、ズルムの支配、弾圧につながって、イラクの現状を生み出した」と指摘し、イスラーム運動の自己批判を行う。さらには「民主主義とは人々の権利を言い、ウラマーやマルジャイの、隠れイマームの名においての個人の権利ではない」として「宗教的性格と政治を、あるいは統治者、支配政党を分離すること」を主張する。こうした議論は既存のシーア派中心のイスラーム政党からはかなりかけ離れた発想であり、広く支持を得るには至っていないが、今後の展開が興味深い。

(2) 「制度的民主主義」と「神の統治」

ところで、左派世俗主義勢力からのイスラーム派の「非民主性」に対する批判は、民主主義制度に関する点に留まらない。むしろ根本的な対立点は、民主主義の根幹である「人民主権」をイスラーム派が認めないという点にある。というよりも、西欧型の「人民主権」という概念とイスラームの主張する「神の統治 (hukm allah)」という概念を調整する試みが未だ不十分な点にある。前述のムハンマド・アブドゥルジャッパールは、その著作『イラクにおける民主主義の将来』⁷で下記のように述べている。

「イスラーム諸派の多くは民主主義を（共産党などが構成する）民主派、すなわちイスラームに反する政治派閥として認識している。イスラーム派にとっ

ての民主主義議論の焦点は人民主権と立法に関する理解のあり方にあり、イスラーム派は「神の統治」を統治と立法双方に関してあてはめている。そのため、民主主義という用語を西欧起源のものとして使用しないのである。」

彼はその「民主主義＝西欧起源」という理解を論破するために、ギルガメッシュ時代のメソポタミアにおいて長老による諮問制度などの民主的システムが見られたこと、王の専政制度ではなかったことを指摘して、「民主主義」の起源を古代ギリシアにではなく古代メソポタミアに求める。また制度的民主主義に対するイスラーム派の受容姿勢として、上記のダアワ党の政治綱領を挙げて、制度としての民主主義がイスラームと矛盾するものではないことを示唆する。しかし肝心の「神の統治」と「人民主権」の関係については、「理論的議論については取り敢えず触れない」としてペンディングせざるを得ない立場を取っている。

このように、「制度的民主主義」と「人民主権を前提とする民主主義」を分けた上でのイスラーム派による前者の「民主主義」受容の姿勢は、SCIRIの組織幹部の間でも明らかである。SCIRIシリア支部代表のバヤーン・ジャブルは、以下のように述べている。

「イスラーム政府を人民に強要、押し付ける必要はない。人民に一定の政体を押し付けるのではなく、人民が決定するものである。1983年にSCIRIが成立した際にはイスラーム国家建設をスローガンとしていたが、政治活動を行っていく過程で民主主義—人民に政体決定をまかすという発想になった。民主主義とイスラーム派の関係については、民主主義には二つの定義がある。ひとつは人民による統治を意味するもので、これはイスラーム派が神の統治を主張していることから受け入れられない。しかしもう一つの定義は思想などの自由、複数政党制など民主主義的制度で、これは我々の受け入れるものである。民主主義といっても欧米でも王制を取りながら民主主義を実行している国もあるではないか。いずれにしても力で政体を人民に押し付けるつもりはなく、人民に無理強いすることはイスラームにとっても間違いだし独裁に繋がる。イスラームは強要を否定するものであり、だからこそイスラーム国家内でキリスト教徒も共存できた。」

その点で言えば、上記にあげた「民主主義」を積極的に取り込もうとする諸イスラーム主義者も、アフマド・カーティブの議論がかなり「人民主権」論に近い側面を持つとはいえ、制度的民主主義を評価するに留まっている。今後のイスラーム運動の思想的展開の中で、その点にどう整合性をつけうるのか、或いは制度的民主主義の側面において

のみの「民主化」議論に集約されていくことになるのか、注目される点である。

—参考資料—

1. ダアワ党政治綱領

*暫定政権について

政治体制の選択は民衆の権利であり、強制されるものでなく自由意志に任されるものである。フセイン政権打倒後はイラク社会のさまざまな層を代表する政治勢力によって形成される暫定政権が統治し、それは恒久憲法制定を準備する。暫定政権の期間は二年以内とし、暴力装置の廃止、政治犯、亡命者への恩赦、人権否定の法律の廃止、食料、医療品など生活必需物資の十分な供給……、政治的自由の実践、政治、組合、社会活動、マスコミ、出版の自由の保障、自由直接選挙による制憲議会の設置、近隣諸国との友好関係に基づき国連憲章を尊重した外交、経済制裁の解除、を実行する。

*政治体制について

前政権による抑圧の撤廃と、統治機構などへの民衆参加精神の回復。宗派・民族差別政策の撤廃、イラク社会各層の参加。あらゆる政治集団による政治的抑圧、単独独裁を禁止、政治行動、政体についてはシューラー原則に基づくべし。思想抑圧、政治的独占を根絶し、教育、広報を自由と平等に関する理解を深めるために資する。統治機構にある者は政治的立場を利用して私的利益を追求したり影響力を行使しない。国籍法は複数の民族、宗教、宗派から構成される（そしてそれは何世紀も共存してきた）すべての国民の権利を擁護する。すべてのイラク国民の国籍剥奪を禁止する。女性の政治参加（立候補、選挙含め）を保証する。民意表現手段として秘密投票を適用する。政治行動、政治政党設立、組合・職業協会活動の自由。国軍、警察、治安組織内部での政治組織禁止。国家が個人や社会的、政治的組織に反する形で政体を運用することを禁止する法律の制定。司法の命令なしに個人に対して逮捕、政治的監視を行うことを禁止し、政治的違反行為に対しては法務省が法規定に基づき権限を有する。秘密投票、自由選挙を実施することで民衆の代表からなる議会を設置する。議会では複数民族、複数宗派、少数派の代表性を保証する。政府は議会に責任を有する。警察、治安組織は個人の平安、国内安定の維持に責任を持つ。政府は法の支配（siyada）、国家の平安、国民に安寧が行き渡ること、犯罪からの庇護を守ることに責任を持つ。行政における官僚主義廃絶を保証する法

的措施を取る。農業生産、工業生産における自給体制に至れるよう国家が努力すること。……（中略）……国内全土での開発、自然資源、経済資源利用のための十分な機会を準備し、差別主義的政策の被害を被った地域の不正をなくす。地方行政における地方分権体制を確立し、村議会、町議会等を設置して中央政権と地方の調整を図る。聖地およびモスクなど全ての宗教的施設の建設に国家が責任を持ち、その自由を保証し、宗教上、信仰上の意思表示実践の自由を十分に与えるべし。ワクフの保護、ワクフ制度の法的保証。聖地、遺跡、博物館などにおける文化的文明的特質の庇護。イラク社会、イスラーム信仰と調和をなす芸術、文芸、知識の庇護。

*クルド問題

人種主義的政策、クルド民族（qawmi）抑圧政策の基盤となる法令すべての撤廃。亡命、強制移住、難民と化したクルド人の帰還。クルド政治犯の釈放。クルディスタンの開発計画。クルド地域に真の自治を付与し、教育、文芸、社会分野や日常生活におけるクルド語、クルド文化の使用を保証。政権、国家機関でのクルド同胞の人口比率に即した政治参加。

*少数民族、少数宗派

トルコマン、アッシリア、ケルダニ、サービアなどのマイノリティに憲法上の市民権を保証。これらに対して政治参加、選挙参加を保証し、議会で人口比率に即してその代表性を保持する。信仰の自由と少数宗派の宗教儀礼実施、宗教施設建設の自由の保証。これらマイノリティの文化的権利庇護、かれら特有の教育施設設立機会の拡大。マイノリティに対する政権による政治的、宗教的、人種的抑圧を禁ずる。

*自由一般について

国民全てはいかなる思想、意見、信条を有しようが自由であり、思想信条を理由につけ回されることはない。国民および社会すべては宗教的スローガン、信仰儀礼を実施する権利を有する。国民すべては国の独立性、主権、国家の一体性に反しない限り政党、協会、政治組織結成の権利を持つ。……報道の自由を保証、思想的文化的覚醒のために批判ができるような環境を与え、イスラーム理解を深め、諸民族、宗派間の同胞意識を強化する。社会一般、平和的デモなどの自由を保証。国内外移動の自由を保証。国家による通信の監視、検閲を禁止。

*イラク国民の権利

イラク国民は民族、宗教、宗派に関わらずその権利において例外なく平等である。全ての国民は法によって庇護され、人権を享受する。国民の精神、金銭、所有物、住居は

守られるべきであり、侵害されてはならない。国家は1948年国連の人権宣言を遵守。イラクで生まれた者、育った者、両親がそこで生まれた者全てはイラク国籍を持つ権利を有する。選挙、立候補、教育、就業、所有、社会保障において国家は全ての国民にその権利を保証し守る。……職業の権利については、その選択の権利を全ての国民に与え、他者の職業を搾取したり無償労働を強要してはならない。他者の権利を侵害したり公共利益に反してはならない。国民は全て合法的手段で入手した私有財産を有する権利を持つ。国民は全て住居を選択する権利を持ち、意志に反して居住地、移住を強制されない。全て国民は無料教育を受ける権利を持つ。政府、国家機関職員の不正によって国民が国家と対立した場合、法廷に訴える権利を持つ。

*家族

家族の紐帯を壊す全ての法律廃止。イスラーム的及びイラク社会を代表する価値から生じる家族の本質を維持、庇護するような法的措置。

*女性

女性に選挙、立候補権を含め完全なる政治社会経済権利を与える。女性が家庭、健全なる新世代を築くという使命を全うできるよう立法化。女性の法的権利が奪われないよう庇護。女性の働く権利の能力に応じた庇護。女性の人間性やイスラーム的価値に反する行為から女性を庇護。……（中略）……女性の、教育、医療、厚生などの社会分野における自己能力発揮の推進。政治闘争に参加、闘争において英雄的な立場を取った女性の名誉ある地位を明らかにすること。女性と女性の社会建設における役割、神が女性に与えた権利を社会が認識すること。

*文化、教育

思想、文化の自由、知識、出版の役割重視。情宣手段、文化組織の独立性と中立性維持。思想創造活動を制約する法規定の廃止。現政権が破壊した文化教育の修復計画。文化、教育分野での人種・宗派差別の廃止。イラク社会に調和した世界の文化の翻訳活動推進。ウラマー、思想家の庇護。宗教大学によるハウザへの支援と庇護。民族的宗派的マイノリティの特別教育機関の拡充……。 (後略)

*軍事組織

軍の基本的役割はイラクの独立、祖国としての主権、国土の一体性、外敵からの国境防衛を確保すること。軍組織が祖国と民衆に対する忠誠という基盤に依拠し、人種的宗派的差別政策を廃止。軍を政治闘争、政党間抗争から遠ざけること。軍内部での健全な関係確立。軍を民衆抑圧に使わない。軍内の任官、階級は公正たるべし。軍事産業の発

展と必要兵器の自給自足。災害、緊急時における軍の民衆への奉仕。軍内にイスラームなどイラク社会における諸価値の普及、前政権による士気への悪影響の払拭。軍組織の憲法枠内での行動、クーデター行為の禁止。議会による軍事予算決定。

*外交政策

イラクの独立、主権、国土の一体性の維持。アラブ・イスラーム諸国の兄弟との紐帯強化、前政権の周辺国に対する戦争による悪影響の払拭。国際憲章、国際慣習の尊重、軍事力を国家間紛争の解決としない。他国の内政干渉を拒否……アラブ問題やパレスチナ、アフガニスタン、カシミール問題への取り組み。制裁解除のために国際社会、地域社会諸勢力との調整。OPEC支持、その役割の強化。公的テロ非難。パレスチナ民衆の支援、土地と生活の平和的回復、この問題はイスラーム上、人道上の問題である。軍事同盟政策は拒否、外国軍基地の根絶。

*経済政策

経済発展の障害となる法撤廃。自由経済政策、独占と利子の禁止。経済活動の自由保証、国民全てに諸経済活動実施の平等な機会を付与。生活必需品消費に対する国家の援助、十分な供給。石油を人々の必需品確保のために使うこと。OPECへの協力。

地場産業の国際競争からの保護。価格の独占、操作の禁止。輸出の増加による輸出入均衡化……（後略）。

2. イラク・イスラーム党『イラク・イスラーム党、その出発点と理解』

*何故イスラームか

西洋民主主義は自己矛盾をきたしている—我々に独裁を押し付け、イスラームの途に反する状態を強いている。……イラクの民衆の大半はムスリムであり、生活、憲法の道筋としてイスラーム以外のものを望まない。……イラクの歴史はイスラームの歴史である。……イスラームがイラク政治の力の源泉であり、イラク国民をひとつにする唯一の要素である。

諸イスラーム国に取り巻かれているという環境を認識し、イラクもまたイスラーム国として他のイスラーム国と協力すべきである。特にイランに関しては、イスラーム統治こそが対イラン対立を避けうるものである。……またイスラームは多民族を取りまとめるものであり、かつスンナとシーアを結び付けるものである。複数の民族、宗派は自由な環境で共存するものである。

*イスラーム党とプルーラリズム

プルーラリズムは政党のみの問題ではなく、広義のものである。イスラーム信仰とそ
のための必要条件を尊重するという条件のもとでの政治生活において、それは許容可能
である。

民主主義とは西欧起源のものである。プルーラリズムは自由、選挙を意味するが、イ
スラームは自由、シューラーを信ずるものである。[イスラームにおけるそうした点は、]
自由が混乱に転化したり、[個人の] 差異がウンマの利益に反するような事態に至ること
となったり、また投票が禁忌に触れることにならなければ、その限りで民主主義と合致
する。

*国際政治

現在の国境は帝国主義の産物であるが、それを殺戮の理由にすべきではない。しかし
イスラームのウンマにとって、[帝国主義の産物としての国境は] 望ましくない現実であ
る。……アラブ世界はイスラーム世界の中心として理解され、民族的絆ではなくイスラ
ームの絆が最も大きな要素である。非アラブ諸国については、イスラームが棧となる。
……イラクの自決権の尊重を強調し、米国の支配に反対する。いわゆる「新世界秩序」
とはイスラーム世界に対して公正ではない。

*イラク軍について

祖国を守り国民の利益と独立を守るのが目的である。…… [軍の士気に関連して] 信
仰上のアイデンティティを持たない軍は不要である。

*イラクの民族的 (qawmi) 安全保障について

イラクのカウムの安全保障はアラブの安保、イスラームの安保と関連すべし。パレス
チナ問題に関して、シオニズムは周辺国のみならず、イラク、イスラームのウンマにと
っても脅威である。イスラエルはイスラーム世界の中核に埋めこまれてイスラーム世界
を弱体化されるものである。石油のみに依存してはならず、農業による自給化が必要。

*クルド問題

クルドとアラブは文化的、文明的に連続性、融合性を持つ。…… [民族的] プルーラ
リズムを、弱体化、分裂、対立を招くものとしなない。

クルド問題とクルド運動とは異なって考えられる。クルド問題はその抑圧を問題視す
るものであり、クルド運動はカウミ、世俗主義を主張するものである。クルド問題には
取り組むが運動としては別の手段を用いるべきであり、イスラーム問題の一部としてク
ルド問題を理解する。……クルドの文化などは維持する。……クルドには正義と権利を

求める以外の特別な要求はない。

クルド問題はイラクの文脈で解決すべきであり、外国勢力の借り物であってはいけない。自治や連邦制は行政的秩序のことであり、我々がイエスともノーともいえるものではない。重要なことは、外国の影響力の浸透につながらないようにすることである。自治や連邦制などの制度が問題解決になるとは思えず、イラクにおいて統治手段が変化することで解決となる。ゆえに我々は自治や連邦制を重視しない。……アラブ、クルド間の正常な関係を重視する。クルドにはその言語、習慣、文化、文芸の権利が与えられる。……イラクはアラブの国でもクルドの国でもなく、イスラームの国であり、イスラーム的プランにおいてはクルド問題は自然なサイズに戻り、自然に解決する。

またトルコマン民族も同様にイラクのムスリムとしてその権利を守られるべきである。

*宗派問題について

イラクにはスンナとシーアの二宗派があり、両派は平和的關係を維持し協力すべし。……両派の存在は分裂原因にはならない。しかし両派間で緊張、競争があったのは確かであり、……国家や軍、一般職員の中の宗派主義を根絶すべし。……同時に宗教的マルジャイーヤの政治組織化、公的幹部化がないようにし、マルジャイーヤの政治化を禁ずる。スンナであれシーアであれ、マルジャイーヤが国家の地位を低下させてはいけない。

*イスラーム以外の少数派

非ムスリム・マイノリティにもムスリム同様の権利と義務を与える。

*経済発展戦略

平等な経済発展を急ぎ、貧困を根絶する。失業の根絶。経済水準の向上。……飢えと恐怖を取り除くことが最も肝要。……総ての奴隷化からの解放。

イスラーム党は社会主義でも資本主義でもないイスラーム経済原則に基づく。……自由経済、私有財産保持を基本としつつも、独占、利子を禁止し富裕層にのみ財が集中することを防ぐ。市場経済を原則としながら、中央政府は民衆の要求に基づいて市場介入し、必需品を供給する。……豊富な石油資源は社会サービスに利用し、中央〔統制〕経済システムを維持……消費社会的精神に抗するような教育を行うべし。農民の庇護、地方の発展。地元で大規模な農業企業ができることを奨励。……慈善組織の設立。ワクフ・システムの復活。

対外債務からの解放必要。次期政権になれば制裁が解除され、湾間戦争以前の債務すら合法的に債務取り消しになる。民間企業の債務のみが残されるが、イラク市場の将来性に鑑みてリスクを調整可能。次期政権は過去に責任を負わない。……制裁、〔戦争被害

の] 補償、石油搾取契約を拒否し、その条件のもとで西洋企業との交渉を行う。

* 社会発展について

家族の絆の回復、婚姻の奨励。……

* 結語

大半のイラク人はイスラームを信奉しており、もし自由選挙が十分に行われたら人々はイスラーム以外を生活の途として選択しないだろう。……イスラームが唯一イラク社会の総ての構成要因、宗派を調和させるものである。

—注—

- 1 Amatzia Baram, "Shiite Opposition Movements of Iraq", James Piscatori ed., *Islamic Fundamentalisms and the Gulf Crisis*, The Fundamentalism Project, American Academy of Arts and Sciences, Chicago, 1991
- 2 この時派遣団に参加したものは大別して二派に別れ、ひとつは親米リベラル派のサアド・サーリフ・ジャブル（王政期首相サーリフ・ジャブルの息子で英米在住経験の長い実業家）を中核とするイラク自由評議会やカーシム政権期、アーリフ政権期の閣僚ら25人であり、もう一つは元バアス党员（非フセイン派）の集団であった。
- 3 Hizb al-Da'wa, *al-barnamaj al-siyasi*, 1992年
- 4 al-Hizb al-Islami al-Iraqi, *al-Hizb al-Islami al-Iraqi ; muntalaqat wa mafahim*, 1995年
- 5 *al-Badil al-Islami*, 1987年11月29日, 1988年12月29日, 1990年12月26日, 1991年6月20日各号
- 6 *Shura*, no.1, 発行月日不明、London
- 7 Muhammad Abd al-Jabbar, *mustaqbal al-dimuqratiya fil-Iraq*, Dar Zaid lil-nashr, London, 1994
- 8 1996年5月、筆者インタビューによる。